経済産業省関連 平成23年度二次補正予算案概要

平成23年7月5日経済産業省

経済産業関連二次補正予算額 合計 1,611億円程度

- 1. 原子力損害賠償への対応
- _(1) 原子力損害賠償支援機構の設立 〔70億円程度〕_

原子力事業者の巨額の損害賠償支払等に対応するための機構を設立するため、出資金を措置する。

(2) 損害賠償実施のための交付国債発行及び償還財源手当(利子相当分) 〔交付国債:2兆円程度、償還財源:200億円程度〕

原子力事業者の損害賠償支払いを支援するため、原子力損害賠償支援機構に 国債を交付するとともに、その償還財源を政府が借入金等により調達すること から、その利払いのための予算措置を行う。

※このほか、原子力損害賠償支援機構の運営に必要な措置として、機構への政府保証枠2兆円程度を手当。

(参考) 文部科学省計上分

・原賠法に基づく政府補償 1200億円程度

(3)原子力被災者・子ども健康基金

[962億円程度 うち当省計上分782億円程度]

福島県からの要望も踏まえ、原子力災害から子どもをはじめ住民の健康を確保するために必要な事業を中期的に実施するための基金を県に創設。

全県民を対象とした放射線量の推定調査や避難住民等を対象とした健康調査等を実施する。また、ホールボディカウンター等による検査や、子ども等に対する積算線量計の貸与、子どもの心身の健康確保事業等を実施する。

(参考) 内閣府計上分

・公共施設や通学路等の除染事業等 180億円程度

(4) 風評被害対策(中小企業の海外展開支援の拡充) 〔20億円程度〕

中小企業の海外展開を支援するため、海外バイヤーの招へいや、国内外展示会への出展支援等を拡充する。

2. 二重ローン問題対策

(1)中小企業再生支援協議会の体制強化・機構設立支援 〔31億円程度〕

被災地域における中小企業再生支援協議会の専門家の増員等体制整備を図るとともに、債権買い取り等を行う機構の設立に係る事務経費の補助を行う ことにより、中小企業の再生を支援する。

○ (2) 再生企業に対する利子補給 〔184億円程度〕

再生支援協議会による支援措置を受け再生計画を策定した被災中小企業者 等に対して、当該事業者の金融機関からの借入に係る利子補給を行う。

〇 (3) 再チャレンジ向けの日本政策金融公庫融資 [10億円程度]

震災等の被害を受け、一旦廃業した中小企業者等であって、新たに事業を開始する者に対して、日本政策金融公庫が低利・長期の貸付条件を適用する。

〇 (4)中小企業基盤整備機構による仮設工場・仮設店舗整備事業

〔215億円程度〕

一次補正予算において実施した仮設工場・仮設店舗等の整備事業について、 被災地域のニーズを踏まえ、事業を拡充する。

O (5) 地域の中核的な中小企業等のグループの施設復旧・整備への支援 〔100億円程度〕

一次補正予算において実施した中小企業等のグループの施設復旧・整備事業 について、被災地域の二一ズを踏まえ、事業を拡充する。

以上

※計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。